

令和9年度 上山市立放課後児童クラブ利用のご案内

1 目的 児童福祉法に基づく「放課後児童健全育成事業」として、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対して、授業終了後に適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的としています。

2 対象児童 小学1年生～6年生までの児童

- ・保護者が就労等により昼間は不在となる家庭の児童
- ・保護者が家庭内で看護や介護を行う家庭、保護者が自宅療養中の家庭、妊婦出産前後（産前・産後各8週間）である家庭、保護者が育児休業期間中の家庭の児童

3 管理者等 設置 上山市 運営 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

4 対象施設

施設名	所在地	電話番号	定員
上山児童館	上山市元城内5番5号	672-6906	80人
南児童センター	上山市河崎一丁目1番45号	673-1367	80人
南児童センター分室	上山市けやきの森1番1号 (上山市立南小学校内)	673-1117	40人

※ 申込み状況によっては、上山児童館は「上山小学校体育館ミーティング室」（定員おおむね15人）、南児童センター・分室は「みなみ保育園内保育室」（定員おおむね30人）で保育を行う場合があります。

※ 民間クラブ（あざみ学童クラブ・中川蔵王っ子児童クラブ・かしのき放課後児童クラブ）については、各クラブへ直接お申込みください。

5 開所時間

		通 常	長期休業期間
月～ 金曜	基本時間	小学校終了後 ～ 午後6時30分	午前7時30分 ～ 午後6時30分
	延長時間	午後6時30分 ～ 午後7時	午後6時30分 ～ 午後7時
土曜	基本時間	午前7時30分 ～ 午後4時	午前7時30分 ～ 午後4時
	延長時間	午後4時 ～ 午後6時	午後4時 ～ 午後6時

6 休館日

日曜・祝日、お盆休み（8/13～8/16）、年末年始（12/29～1/3）



7 使用料

基本時間	月額 9,000 円
延長時間	30 分毎 100 円 ※月額限度額 4,000 円

※ 基本時間以外に利用した場合、延長時間の使用料が加算されます。

※ 基本時間の月額については、兄弟姉妹で入所している場合や、就学援助を受けている児童は減免制度があります。

※ 別途、傷害保険料がかかります。

【納付方法について】

口座払いでの納付をお願いします。決定通知書と一緒に「口座振替申込書」を送付しますので、口座のある金融機関でお手続きください。

過去に口座振替のお手続きをされた方は、引き続き口座払いとなりますが、登録した口座がすでにない場合や変更がある場合は、新たに手続きが必要となります。

8 利用申込

(1) 申込受付

利用開始	年度当初（4月1日）から	年度途中から	長期休業期間のみの利用 （夏休み、冬休み、春休み）
受付期間	令和8年9月7日（月） ～10月30日（金）まで （土・日・祝日を除く 午前8時45分～午後4時30分）	利用したい日の <u>14日前まで</u>	利用日の1か月前 ～ <u>14日前まで</u>
受付場所	子ども子育て課（市役所1階11番窓口） ※施設での受付は行いません		
留意事項	・利用申込書を提出の際に書類確認を行います（10分程度）。混雑時はお待ちいただく場合もありますのでご理解とご協力をお願いします。 ・原則保護者の方がお越しください。 ・定員の空き状況によることから、必ず入所できるとは限りません。		

(2) 提出書類

- ①市立児童館等利用申込書
- ②放課後児童クラブ利用申請児童調査票
- ③保護者の状況を証明する書類（下記一覧）

保護者の状況		証明書類
就労	会社等に勤めている方	就労（内定）証明書 ※雇用形態が有期の場合（年度末や年度途中で雇用期間が終了する場合など）で入所を継続する際は、その後の就労状況を子ども子育て課へ報告いただく必要があります。また、退職された場合も子ども子育て課での手続きが必要になります。 ※自営業や農業などは「 <u>事業をしていることがわかる書類</u> 」（開業届など）も併せてご提出ください。
	自営業や農業などの方	
	育児休業期間中の方	
学校などに通っている方		在学証明書、時間割等
病気や負傷している場合		申立書（疾病・介護等）及び医師の診断書 （加療期間・児童の保育が出来ない旨の記載があるもの）
障がいを持っている方		障がい者手帳の写し
同居の家族の看護や介護		申立者（疾病・介護等）及び要介護者の診断書 または証明書等
出産前後（産前・産後の各8週間）		母子手帳の表紙及び分娩予定日または出産日の記載された箇所 の写し

※上記表の内容等に変更があった場合は、市に必ず変更届を提出していただきますようお願いいたします。

9 入所決定

- (1) 利用申込書提出の際に書類確認を行い、後日、入所の可否を決定し、郵送でお知らせします。
 - ・年度当初（4月1日）から入所される方 1月下旬頃
 - ・年度途中から入所される方 入所日の1週間前頃
- (2) 定員を上回る場合は、選考（学年や保護者の就労状況等を考慮）となります。
- (3) 南児童センターおよび分室においては、必ずしも第1希望の施設を利用できるとは限りません。また、施設の入所状況によっては希望する施設を利用できない場合もあります。

10 施設利用等における注意事項

(1) 送迎について

お子さんの安全を確保するため、土曜日や小学校の長期休業期間は開所時間内に登館してください。また、やむを得ずお迎え予定時間に遅れる場合は、必ず連絡願います。

勤務時間等により開所時間内に送迎ができない場合は、ファミリー・サポート・センター等の利用をお願いします。

(2) 昼食について

①土曜日及び小学校の長期休業期間は、昼食を持参してください。

※長期休業期間のみ（土曜日等を除く）、お弁当業者によるお弁当の提供については、別途お知らせします。

②1年生の4月は給食が始まるまでは、各施設で昼食を食べますので昼食を持参してください。

(3) 土曜日について

南児童センターと同分室は、南児童センターでの合同保育となります。

(4) その他

令和9年度上山市当初予算の成立状況により、運営内容に変更が生じる場合があります。

11 日課（例）

通 常			長期休業期間	
1年生（4月）		通常生活	7:30 ~8:30	読書
			8:30 ~10:00	遊び
下校	11:30~		10:00 ~10:40	自主学習・宿題
昼食	12:30~13:00		10:40 ~12:30	遊び
休息・遊び	13:00~15:00	下校	12:30 ~13:00	昼食
おやつ	15:00~15:30	おやつ	13:00 ~15:00	休息・遊び
自主学習・宿題	15:40~16:20	自主学習・宿題	15:00 ~15:40	自主学習・宿題
遊び	16:30~18:30	遊び	16:00 ~16:30	おやつ
<お迎え>		<お迎え>	16:30 ~18:30	遊び <お迎え>

※おやつは施設で準備し提供します。

12 放課後児童クラブの利用ができない場合

(1) 集団生活になじめず、ほかの児童の学習や遊び等に支障がでた場合

(2) 施設利用中に医療行為や特別な資格を要する者が行う行為を必要とする場合

(3) 特別な支援等が必要な場合

※利用後において、(1)～(3)いずれかの状況が見られたときには、今後の利用等について、保護者の方にご相談させていただく場合があります。

(4) 過去の使用料等が未納の場合（兄弟姉妹分を含む）

上山市立放課後児童クラブ Q&A(よくあるご質問)



Q1 産休・育休中でも利用できますか？

A1 産休・育休中でも利用できます。

産前産後休暇は「労働基準法」により取得することが認められていて、これは強制的な休暇の位置づけです。この法令や意味合いからも、産前は出産予定日の8週間前の日から、放課後児童クラブを利用可能とし、産後は出産日の翌日から8週間後の日まで利用することが可能です。

また、育児休業期間中の場合も労働等に含まれることから、放課後児童クラブの利用は可能となります。

Q2 求職活動中でも利用できますか？

A2 現に放課後児童クラブを利用している児童に限り、保護者が一時的に求職中になった場合でも、継続して利用できます（最大90日間）。

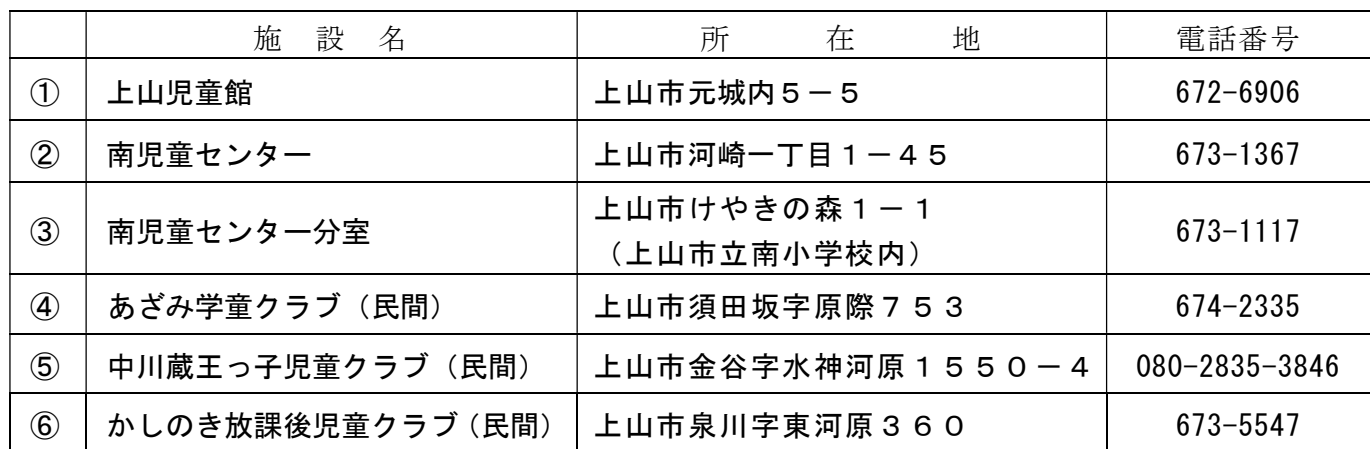
新たに放課後児童クラブに入所する児童の保護者が求職活動中の場合は、利用できません。

Q3 現在は働いていませんが、就職の内定を既にもらっています。就労証明書が提出できません。どうしたら良いですか？

A3 就労証明書に「就労予定」として内定先から証明書を作成してもらい、利用申込書に添えて提出してください。

Q4 仕事は午後4時に終わり、午後5時頃には帰宅します。子どもは午後6時まで預かってもらえますか？

A4 放課後児童クラブは午後6時30分（延長利用は午後7時）まで開所していますが、仕事を終えられましたら、すぐにお迎えに来ていただくようお願いいたします。買い物等を済ませてからではなく、買い物等もお子さんの体験の機会ととらえて一緒に過ごす時間を大切にしていきたいと思えます。



6